

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の11第2項
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に関する措置命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 第9条の11第2項
処 分 基 準： 当該練習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、法第9条の12第1項 第5号の規定により指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間 を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものと する。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある 場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、 是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の 命令を行うものとする。
問 合 せ 先：所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本 部生活保安課092-641-4141、内3177
備 考：